

有理、大理仰使廳令致沙汰、家信卿令集取其車車之間、使廳重擲取牛童、有不穩事等云々、

〔左經記〕寛仁四年二月廿七日己酉早旦參中河御堂、以午刻被奉渡御佛丈六阿彌陀佛九體、觀次御

佛大車上作蓮花座載、有白蓋物十一兩、

〔方丈記〕爰に六十の露きえがたに及びて、更に末葉のやどりを結べる略ことあり、○中其家のあり

さまよの常ならず、廣は僅に方丈、高さは七尺がうち也、所を思ひ定めざるが故に、地を占めて作らず、土居をくみ、打おほひをふきて、つぎめごとにかけ金をかけたり、もし心になはぬことあらば、やすく外に移らんが爲也、其改め造る時、幾ばくの煩がある、積む所、僅に二輛なり、車の力を

むくふる外は、更に他の用途いらす、

〔雍州府志七土産〕車 捆載雜品物者謂雜車、洛下三條橋西南、鳥羽橫大路造之、

〔見た京物語〕三條の橋牛車を通さず、加茂川の中をわたる、

〔京都御役所向大概覺書〕京都牛數車數并拜借之事

一牛數三拾九疋

一車數五拾輛 三條組之分

一牛持人數拾貳人

車稼之義は、洛中洛外、西は嵯峨、東は大津、南は伏見、鳥羽筋、六地藏、北は鷹峯、車坂、高野邊、其外近國、何方へも參致渡世候、

但右牛持居所、河原町、荒神口下町、今出川、六條新屋敷、右三ヶ所に居住仕、此分三條組と申候、

○中略

一先年大坂御陣之節、御陣道具品々御用相勤、御歸陣已後、車所を往返之御證文、板倉伊賀守殿の車持共、江被下候、右證文左に記、